

小川町自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

（平成25年4月19日
告示第57号）

（趣旨）

第1条 この告示は、町民に対する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象イベント）

第2条 AEDの貸出対象となる行事は、町民を含む複数の者が参加するスポーツ競技、各種イベント、祭典、式典、講習会等（以下「イベント」という。）とする。

（対象団体）

第3条 AEDの貸出対象となる団体は、町内のイベントを主催若しくは運営又は町外のイベントに参加する町内の団体とする。

（貸出要件）

第4条 当該イベントの開催期間中、次のいずれかの者が貸出対象団体に帯同しなければならない。

（1）医師等の医療従事者

（2）消防署等による、AEDを使用した救命講習等を修了している者

（貸出期間）

第5条 AEDの貸出期間は、当該イベントの開催期間及びその前後の期間とし、最長7日とする。ただし、町長が特別な事由があると認める場合は、期間を延長することができる。

（費用の負担）

第6条 AEDの貸出は無償とする。

（貸出の申請）

第7条 AEDの貸出を希望する団体の代表者（以下「申請者」という。）は、AED貸出申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（貸出の承認・決定）

第8条 町長は、申請者から前条の規定による申請を受理したときは、これを審査し、貸出を承認する場合には、AED貸出承認書（様式第2号）を交付しなければならない。

2 重複する期間に複数の申請があつた場合には、申込順により承認、不承認を決定するものとする。

(貸出中の管理)

第9条 AEDを借り受けた者(以下「利用者」という。)は、AEDを常に良好な状態で保管するとともに、機器の特殊性に配慮した管理に努め、かつ、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) AEDは、取扱説明書によって適切に使用すること。
- (2) AEDを目的外に使用しないこと。
- (3) AEDを転貸しないこと。

(実績報告)

第10条 利用者は、AEDを返却する際に、AED使用実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

(損害の賠償)

第11条 利用者は、故意又は過失によってAEDを亡失、破損又は消耗させた場合は、町長に直ちに届出るとともに、AEDを原状に復し、又はその相当額を弁償しなければならない。

(返還)

第12条 町長は、次の各号に該当するとき、利用者からAEDを返還させることができる。

- (1) 利用者がAEDを使用しなくなったとき。
- (2) 町長が特に必要と認めたとき。

(免責事項)

第13条 町長は、AEDの誤った使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

附 則

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。